

議案第 102 号

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 10 月 2 日 提出

松阪市長職務代理者

松阪市副市長 小林 益久

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同地域の区域内において、製造の事業の用に供する設備」を「法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域（以下「計画区域」という。）内において当該認定産業振興促進計画に定められた次の各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号。以下「総務省令」という。）で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業
- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業
- (4) 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業（下宿営業を除く。）

第 2 条を次のように改める。

（不均一課税の適用範囲及び税率の特例）

第 2 条 この条例による不均一課税は、総務省令第 1 条第 1 号に定める計画期間内に、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）又は第 45 条第 2 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）の

規定の適用を受ける法第 17 条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が総務省令第 1 条第 1 号に規定する金額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税を課することとなる年度以後 3 年度分に限り、適用する。

2 前項の規定を適用する場合における固定資産税の税率は、松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）第 62 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 初年度分（新たに固定資産税を課することとなる年度） 100 分の 0.7
- (2) 第 2 年度分（初年度の翌年度） 100 分の 0.94
- (3) 第 3 年度分（第 2 年度の翌年度） 100 分の 1.05

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用し、同年 3 月 31 日以前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。